

様式第6号(第2条関係)

委員会等の会議録

1	会議名	令和7年度第1回愛南町文化財保護審議会	
2	議題	(1) 国指定文化財及び県指定文化財の現状変更について (2) 町指定文化財の現状変更について (3) 町指定文化財の指定申請について (4) 第3次愛南町総合計画後期計画の策定に係る意見交換について (5) その他	
3	開催日時	令和7年12月19日(金) 13時30分から15時30分まで	
4	開催場所	愛南町役場本庁3階 第2会議室	
5	傍聴者数	0人	
出席者			
6	委員氏名	前田 充、石村 聖、橋岡 濟隆、山内 美也子	
7	担当所属	所属名	生涯学習課
		担当職員 (職・氏名)	課長 織田 浩史 主幹 藤本 吉信 主査 田村 智 文化財技師 坂本 真弥
8	その他の 出席職員	所属名	生涯学習課
		出席職員 (職・氏名)	
議事内容(次ページから)			

発言者	発言内容
前田委員長	(開会挨拶)
田村主査	本日の議事につきましては、会議の終了後に会議録を作成し、町のホームページで公開することとなっています。会議録の作成と公開については、事務局に一任していただくということでよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
田村主査	ありがとうございます。それでは、議事に入りますので、これ以降の進行は前田委員長にお渡ししたいと思います。前田委員長、よろしくお願いします。
委員一同	では、議事(1)国指定文化財及び県指定文化財の現状変更について、事務局から説明をお願いします。
田村主査	(議事(1)国指定文化財「平城貝塚」及び県指定文化財「宇和海特殊海中資源群」の現状変更について説明)
前田委員長	国指定文化財や県指定文化財についても、工事などの着手の際には、許可がいるという説明でした。この件に関して、何か質問などはありますか。
委員一同	(意見なし)
織田課長	宇和海特殊海中資源群につきまして、私から補足説明します。 以前は、愛南町の海岸沿いのほぼ全てが、宇和海特殊海中資源ということで県指定の天然記念物という扱いでした。しかし、皆様の御記憶にもあるかもしれませんが、過去に大規模な無届による工事があった時に、漁港区域については指定範囲から除外するということになりました。そのため、現在は漁港区域内であれば現状変更の申請は必要ありません。 しかし、今回のような漁港ではない港湾工事の際は、現状変更の手続きが必要となります。
前田委員長	同じ愛南町の海域であっても、そういう違いがあるということですね。それでは、ほかに何か御意見などはありませんか。
田村主査	事務局から1件、国指定文化財に関連して、追加で皆様に御意見をいただきたい内容があります。国指定史跡である平城貝塚の説明看板の修正について、まずは担当から修正内容を説明します。

坂本文化財技師	(国指定文化財「平城貝塚」の説明看板の修正について説明)
前田委員長	事務局からの説明が終わりました。何か御意見はありますか。
山内委員	良いと思います。以前は、「ほか」という読み方を「外」と漢字で書いていて、読みづらい印象を受けました。今回はそういったところも訂正されているので、読みやすいです。
石村委員	最後の方の文章で、以前は「重要な遺跡」としていたものが「重要な資料」となっています。この違いに何か意味はあるのでしょうか。
坂本文化財技師	「遺跡」と表現すると、貝塚という遺跡部分のみに対象が限定されます。しかし、平城貝塚からは縄文時代の遺物が多数出土しています。その出土物も遺物も全て含めるという意味合いで、「資料」という表現を使いました。
石村委員	理解できました。
山内委員	「遺跡」ではなく「資料」と表現したことは現代的で、私たちのような考古学になじみのない人間にも分かりやすいと思います。
前田委員長	本日欠席の委員にも、考古学に詳しい方がいると思いますので、その方たちにも意見を聞いてほしいと思います。
田村主査	はい。本日欠席の委員にも、意見を伺うため、後日資料を送付する予定です。
前田委員長	それでは、本日出席の委員の皆様は、これで承諾ということでよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
前田委員長	では、続きまして、議事(2)町指定文化財の現状変更について、事務局から説明をお願いします。2件あるようですので、まず1件目の「長崎常夜燈の移設」について、説明願います。
田村主査	(議事(2)町指定文化財の現状変更「長崎常夜燈の移設」について説明)
前田委員長	事務局からの説明が終わりました。この件につきまして、何か御意見などはありますか。

石村委員	愛媛県の津波対策工事に伴って移設するというのですが、これは工事が終わっても元の場所には戻さないということでしょうか。
田村主査	はい。戻すことはできません。現状、常夜燈が立っている場所は工事によって地形が変わってしまいますので、戻すことはできないと思われます。
石村委員	この土地の現況は、どういう場所なのでしょう。
田村主査	一部コンクリート舗装された駐車場のよう、平らな広場になっています。
山内委員	長崎の簡易郵便局の裏の所ですよね。
田村主査	そうです。この土地は長崎の水利組合が管理しているということです。そのため、今回の工事の主体は愛媛県で、長崎常夜燈の管理団体は地区となっていますが、常夜燈の移設については長崎水利組合が行うという話でまとまったそうです。
織田課長	今回の工事は、防災対策のための工事ということで公共性が高く、地区にとって大事な工事です。そのため、町としても文化財の移設が工事のために必要になるというのであれば、拒否はできないと考えています。
田村主査	当然、作業においては文化財が破損しないように注意を払っていただく必要がありますし、町職員の確認も必要になると思っています。
橋岡委員	移設するというのですが、常夜燈の用途として、移しても大丈夫なものでしょうか。
田村主査	現在の常夜燈は、実際に火を入れて使っているものではないため、支障はないと考えています。また、今回の移設は同じ海岸の中で数メートル動かすだけで、大幅な移動を伴うものではありません。そういう意味でも、今回の移設が文化財の価値を損なうことはないと考えます。
織田課長	この常夜燈が長崎に作られたのは安政5年の頃であったかと思ひます。その頃は小西酒造が海岸線の埋立てを行っていたので、その完成記念のようなものであったのではないかと思ひます。

石村委員	私のところの燈籠も、安政の頃に小西酒造が奉納したものであったように記憶しています。
織田課長	この安政の頃に作られた長崎常夜燈ですが、その後も護岸工事等は何度もありましたので、その度に大なり小なりの移設はあったのではないかと考えています。
前田委員長	これまでも少しずつ移動して今に至るということですね。
織田課長	はい。更に言えば、長崎常夜燈は「史跡」ではなく「石造美術」という区分で文化財指定していますので、常夜燈そのものが無事であれば多少の移動は問題ないと考えます。もちろん、昔からの場所が変わらずにあるというのが一番なのですが、今回は防災対策事業の工事ということもありますので、お互いに折り合いをつけて話をしていく必要があります。
前田委員長	確かに、文化財自体がなくなるということであれば、もっと審議する必要がありますが、多少の移動ということであれば、時代の流れとともに変化していくのは自然のことだと思います。
田村主査	そうですね。文化財を守ることはもちろん大切なことです。しかし、人々の営みの中にあって、変わらざるを得ない部分はどうしてもあると思います。
前田委員長	防災という観点は、現在、特に重要視されていることですので、今回の件は致し方がないと思います。それでは、この件については以上とし、次に進んでよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
前田委員長	それでは、2件目の町指定文化財の現状変更について、事務局から説明をお願いします。
田村主査	(議事(2)町指定文化財「三島岡遺跡」の現状変更について説明)
石村委員	自家発シェルターの埋設ということでしたが、具体的にどういふものなのでしょうか。
田村主査	自家発電用の機材を、基礎を作った上で埋めるという工事になると思います。現在も既存のシェルターが設置されていますが、今回のシェルター更新においては、既にある場所に埋め直すのではなく、新たな場所に新規の機材を埋める方法で行うと

	<p>聞いています。</p> <p>また今回は、令和9年度に行う予定の工事に係る事前準備のために地質調査を行うと聞いていますので、太さ3cmほどの試験杭を地中に打つ作業が行われると思います。</p>
石村委員	<p>それでは、今回はその杭を5、6メートルから10メートルの深さに打つということですね。</p>
田村主査	<p>そうなります。なお、現場写真を見ても分かる通り、この辺りの土地は既にコンクリート舗装されていますので、過去のその作業の際に何も出ていないということは、今回の地質調査の際に何かが出てくるという可能性は低いかと思えます。ただし、そうであっても、町指定の史跡ですので、最低でも1名は町の職員が立会する必要があると考えています。</p>
山内委員	<p>そうですね、職員の立会は必ずお願いします。</p>
前田委員長	<p>では、それ以外に何か御意見などありますか。</p>
藤本主幹	<p>補足説明ですが、先ほど事務局も説明したように、今回は事前の地質調査で、シェルター更新の工事自体は令和9年度に改めて実施されます。その際は、新しいシェルターが埋設されると同時に既設のシェルターが撤去されると聞いています。そのため、新設工事だけでなく撤去工事の時も併せて調査させていただくように、工事実施者であるNHKテクノロジーズにお願いする予定です。</p> <p>費用負担については、今後の相談によると思いますが、新設工事と撤去工事の両方について、調査をすることになると思います。</p>
織田課長	<p>その工事の時に改めて現状変更申請が出るということですね。</p>
前田委員長	<p>分かりました。それでは、実際に工事等が始まれば職員の立会等もあるでしょうが、よろしくお願いします。ほかの委員の皆様も、それでよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
藤本主幹	<p>では、町指定文化財としては、皆様に承認いただいたという形で進めていきます。あわせて、三島岡遺跡は埋蔵文化財の包蔵地の対象となりますので、愛媛県教育委員会への手続きも必要となります。こちらも並行して進めていきます。</p>

前田委員長	はい。お願いします。では、次の議事に進みます。議事(3)町指定文化財の指定申請について、事務局から説明をお願いします。
田村主査	(議事(3)町指定文化財の指定申請(春日神社の四十七士絵馬)について説明)
織田課長	<p>小山地区から指定申請がありました「春日神社の四十七士絵馬」について、私からも補足で説明します。</p> <p>この絵馬につきましては、事務局から説明しましたとおり、「横目佐吉」という人物に着目して春日神社の棟札を観察したところ、天保期に由来を遡る可能性があります。天保の頃の棟札のほかに安政の頃の棟札もありましたが、安政期になると別の方が横目の役職に就いていました。それを考えると、佐吉という人物が横目という役職についていた時期に奉納された絵馬は、天保期に奉納された可能性が高いといえます。</p> <p>調べたところ、こうした四十七士の絵馬を奉納した類例は県内にもありますが、天保期のものとなるとその中でも古い部類に入ると思われます。</p> <p>残念なことは、絵の作者が分かっていないことです。大正期に一度塗り直されたという記録がありますので、それもあって余計に分かりづらくなっている面はあると思います。</p> <p>ただ、小山地区の方々の中で大事に受け継がれてきたものであることは間違いなく、地区として今後も守っていききたいという意向を聞いています。</p> <p>もう一つ気になるのが、昨年度にこの絵馬を委員の皆様と見に行ったときに、石村委員が言われていたことです。確か、小山の春日神社の起源が元禄期に遡ると聞きました。</p>
石村委員	<p>はい。春日神社の創建が元禄15年で、赤穂浪士討ち入りと時期が同じであるというものです。確証があるわけではないのですが、絵馬はそれにちなんでいるのかもしれないと思いました。</p> <p>一つ気になったのが、文化財指定をするに当たって、あの絵馬の絵としての価値はどのようなものなのでしょうか。</p>
田村主査	美術的な価値という意味でしょうか。
石村委員	そうですね。そういう意味での価値というのは、どう考えられているのでしょうか。
田村主査	文化財の指定区分について考えるに当たり、事務局でもその点を考えました。確かに、絵馬の中には美術品として文化財指定を受けているものもあります。しかし、美術品としての価値

<p>前田委員長</p>	<p>を明らかにするのであれば、絵師が判明していなければ難しいと考えます。</p> <p>残念ながら、今回の春日神社の絵馬について、現状の情報だけで絵師を特定することは困難です。そのため、この絵馬を美術品的な価値で文化財に指定することは難しいと思います。</p> <p>よって、文化財指定をするのであれば、美術品としての価値よりも民俗的、あるいは歴史的な資料としての価値に重きを置くこととなります。</p> <p>この絵馬は、42枚が現存していますが、元々は47枚全てがそろっていたものと思われます。当時の小山集落の規模は分かりませんが、47枚の絵馬をそろえて奉納するのは大変な労力が必要であったと思います。それに加えて、現代に至るまで地区の人々が守り抜いた結果42枚が残った、という事実が、歴史的資料としての価値につながると考えています。</p> <p>確かに、私たちも現地に行って絵馬を見ましたが、大分色も薄れかけていましたし、あの状態をもって美術的価値を認めることは難しいかと思えます。</p> <p>けれど、言われているように、あれだけの枚数のものが奉納され、そして地区に受け継がれて今に残されているという事実が大事であると思います。</p>
<p>山内委員</p>	<p>絵馬の塗り直しは、一本松町史に書かれている以上無視はできませんし、実際に塗り直されている可能性が高いのでしょうか。</p>
<p>橋岡委員</p>	<p>塗り替えについて、今後、この絵馬が文化財の指定を受けた後の管理についても考える必要があると思います。たとえ美術品としての価値をもって指定するのではないにしても、色が落ちてきて汚いので塗り替えるなどは難しくなるでしょう。</p>
<p>織田課長</p>	<p>地区からも管理について相談が上がっています。一番良いのは箱などに入れて、日の当たらない場所に保管しておくことです。しかし、昨今、文化財はただ守るだけではなく活用していくことも重要視されます。そう考えると、どこかにしまって保管しておくという方法が、必ずしも良いとはいえないと考えています。地区とも相談しながら、ふさわしい方法を模索していくことになると思います。</p>
<p>石村委員</p>	<p>絵師は分からないということでしたが、絵馬の奉納者が分かっていないものも、中にはあるのでしょうか。</p>
<p>田村主査</p>	<p>あります。絵馬に書かれた文字自体がかなり薄れている、あるいは破損して読み取れない部分もありました。</p>

織田課長	ただし、読み取れた範囲で言えば、重複した名前は見受けられませんでした。
橋岡委員	あの絵馬は、少なくとも全て同一の絵師の作風に見えましたね。絵としてはシンプルな印象でした。
前田委員長	いずれにしても、あれだけの数が残っているというのは価値のあることだと思います。一つの神社に3枚、4枚といった絵馬が残されているのはよく見ますが、小山の春日神社には42枚もの数が残されている。このことが非常に重要だと思います。
藤本主幹	<p>絵師や奉納者の話が出ましたので、補足しますと、おそらく絵師は一人の方であっても、奉納者は複数人だったであろうと思います。一人が何枚も絵師に依頼したというよりは、村の有力者から奉納できる方を集めたのでしょう。</p> <p>寺社仏閣の寄進などでよく見受けられますが、奉納額とお名前を刻んだ石柱が一人一本ずつ建てられるのと同じような感覚だと思います。</p>
織田課長	今回の文化財指定申請につきましては、教育委員会からの諮問ですが、この場で答申するというものではありません。今年度2回目となる次回の文化財保護審議会で、答申内容を確定することになるかと思っています。
前田委員長	そうですね。この場で結論を出すということはできませんので、次回の会議までに委員各々で考えていただくのが良いと思います。
藤本主幹	答申が終わり、教育委員会で文化財指定をすることが決定するとなれば、文化財の指定書を作成する必要があります。そのときには絵馬の寸法であるとか、そういった詳細情報も出す必要があります。次回の会議が開催されるまでに、それらの詳細情報もまとめてお渡しできるように進めていきます。
田村主査	本日欠席の委員にも、後日資料を送付して意見を伺うことになろうかと思っています。
前田委員長	そうですね。欠席の委員には資料をお送りいただき、意見を募ってください。本日御出席の委員の皆様も一度この件はお持ち帰りいただき、何か追加の質問等ありましたら、事務局まで御連絡ください。それでよろしいでしょうか。

委員一同	(異議なし)
前田委員長	それでは、次の議事に進みます。議事(4)第3次愛南町総合計画後期計画の策定に係る意見交換について、事務局から説明をお願いします。
田村主査	(議事(4)第3次愛南町総合計画後期計画の策定に係る意見交換について説明)
藤本主幹	<p>第3次愛南町総合計画の後期計画については、説明したとおりです。この第3次計画は、現在8年計画の4年目までが終了し、次は後期計画ということになります。そして、後期計画が終わりましたら、次は第4次計画です。</p> <p>このように長いスパンで計画を立てていくに当たり、委員の皆様のご意見を広くお聞きしたいと思っていますので、文化財保護審議会の皆様も、文化財等の保護や活用の観点から、何か御意見があれば、是非お聞かせください。</p> <p>例えば、計画の中でこの部分については今後どうするのかなど、気になることがあれば、御質問をいただいてもかまいません。</p>
前田委員長	それでは、何か御意見、御質問などはありますか。
橋岡委員	こういう計画について、移住者の意見などは聞く機会はあるのでしょうか。
藤本主幹	<p>総合計画について、全体のとりまとめの担当課は企画財政課政策推進室になりますが、計画策定の中では、子育て分野、教育分野、高齢者支援などなど、様々な分野に分かれて、それぞれの担当課が計画策定に向けて準備を進めています。</p> <p>ただ、今回のこの場においては、生涯学習に関すること、特に文化財や文化振興に関することを主題に御意見をいただけると幸いです。</p>
橋岡委員	生涯学習の分野においても、海外からの移住者や愛南町の外から来た方に、広い視野で文化財等を紹介するなどの機会があると良いと思います。
山内委員	私からも質問ですが、この「拠点の整備研究」というのは、図書館のようなものを建てるという意味合いなののでしょうか。愛南町には文化活動の拠点となるような施設が、今のところないので気になりました。私はそういう施設があればうれしいと思いますが、箱物をお考えなのかな、という疑問を持ちました。

田村主査	<p>「拠点の整備研究」につきましては、施設の建設ありきで考えているわけではありません。まず、愛南町にとってどういう施設の運営が適切なのか、町民の皆様の御意見を伺うことになると思います。そのほかにも、他市町の事例を参考にしていくことも必要ですし、町には閉校施設などの今は使用されていない施設もありますので、その活用も含めて考えていくことになります。</p> <p>そういったことを全て含めて、施設整備の研究をしていくという表現にしています。</p>
前田委員長	<p>委員も含め、皆様それぞれに希望は持っているでしょうが、今はまだ建設などということ具体的に考える段階にはないということですね。まずは町民の皆様の意見を吸い上げるところから始まるのでしょう。</p>
藤本主幹	<p>事務局から1点、補足説明します。</p> <p>先ほど海外からの移住者のお話がありましたが、今後は文化財の案内看板等の多言語化は進めていくことになると思います。</p> <p>本日、平城貝塚の看板の修正について議題に上げました。町内にはほかにも文化財の案内や説明看板は多くありますし、町指定文化財のほかにも久良の砲台等、県指定文化財の案内看板もあります。今後、そういったものを修繕、修正等していく中では、多言語化対応は必要になってくると考えています。</p>
橋岡委員	<p>そうですね、そういったことは必要になると思います。文化財を観光に生かすことも考えていってほしいです。</p> <p>先日家族と茨城に旅行し、古民家利用をしたひな祭り展示が有名な場所に行く機会がありました。そういった活用も参考にしていくと良いと思います。</p>
織田課長	<p>ありがとうございます。ここで各委員からいただいた意見は、集約して総合計画に関する主担当課である政策推進室に報告します。</p>
前田委員長	<p>よろしくお願いします。それでは、この件については以上として、次の議事に進んでよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
前田委員長	<p>それでは、議事(5)その他として、何かありますか。</p>
田村主査	<p>(議事(5)その他として、令和7年度愛南町文化財保護審議会視察研修について説明)</p>

前田委員長	以前も宇和島市の岩松や伊方町のミュージアムなどに行ったことがあると思いますが、今回は西予市ということですね。
田村主査	はい。西予市は、令和5年に西予市文化財保存活用地域計画を策定しています。愛南町も今後、文化財の保存活用地域計画の策定について議論していく必要がありますので、西予市の事例を参考にするためにも、西予市教育委員会との交流会を併せて実施することを考えています。
織田課長	なお、この地域計画は愛媛県内では松野町が最も早く策定していますので、西予市は県内で2番目くらいの策定であろうと思います。
石村委員	視察研修といえば、去年の視察は町内でしたね。
田村主査	町外の視察研修は隔年開催としています。昨年度は、町外視察ではなく、町内文化財関連の現地視察として、本日も議事になりました小山地区春日神社の絵馬を見に行きました。
山内委員	西予市も広いですね。ジオパークなどもありますし、その辺りは見に行くのでしょうか。
藤本主幹	今回は、文化財保存活用地域計画に関する西予市教育委員会との意見交換を必ず取り入れたいと思いますので、西予市役所の近隣に赴くことになると思います。
田村主査	そのため、西予市役所から近い開明学校や宇和民具館の見学を行程に入れていきます。
山内委員	分かりました。
石村委員	内容は分かりましたので、日程が確定したら早めに御連絡いただければと思います。
田村主査	早めに日程を定めて御連絡します。
前田委員長	では、場所は西予市、時期は2月の月上旬から中旬として、日程が定まりましたら、事務局から連絡をお願いします。この議事については、以上でよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
前田委員長	それでは、その他の議事として、ほかに何かありますか。

委員一同	(意見なし)
前田委員長	では、本日の議事は以上です。進行を事務局にお返しします。
田村主査	本日の議事は全て終了しましたので、閉会の挨拶を前田委員長にお願いします。
前田委員長	(閉会挨拶)
田村主査	以上をもちまして閉会します。皆様、ありがとうございました。